「大学等を核とした地方創生事例の普及・展開」委託要項

令和８年１０月２０日
高等教育局長裁定

１．趣　旨

令和７年２月にとりまとめられた中央教育審議会答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（以下、知の総和答申）では、2030 年代半ばから大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中で、各地域において真に必要な一定の質が担保された高等教育の機会が適切に享受できるよう、地域の高等教育機関をはじめとする関係者間の認識の共有、緊密な連携を図り、各地域の進学者や産業構造等の把握、分析し実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組を協議・実行する場（地域構想推進プラットフォーム）の整備など、各地域における地域アクセス確保の取組の促進が提言されている。

本事業は、こうした背景を踏まえ、大学等を核とした地方創生に関する先進的かつ効果的な連携事例について、その成果等を調査・収集し、広く情報発信するとともに、関係者間の交流や知見共有の機会を創出することにより、各地域における高等教育へのアクセス確保方策に関する実効性ある取組の創出に向けた機運の醸成及び意欲的な事例の全国展開を図るものである。

２．委託業務の内容

上記の趣旨の下、本委託事業においては、大学等が地方公共団体、産業界等の地域関係者と連携して実施する地域アクセス確保に向けた意欲ある取組について、その成果や課題、実施体制、地域への波及効果等を効果性及び他地域への展開可能性等の観点から調査・収集し、収集した事例について、シンポジウムの開催等を通じて広く情報発信を行う。

３．業務の委託先

委託先は、法人格を有する団体とする。

４．委託期間

委託期間は，委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

５．委託手続

（１）団体等が事業の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。

（２）文部科学省は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託

する。

６．委託経費

（１）文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

（２）文部科学省は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

７．再委託

（１）事業の実施に当たっては、委託事業の全部を第三者に委託してはならない

（２）この委託事業を実施するに当たり、委託先が実施する事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再委託することができる。

（３）委託事業を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、文部科学省に対し全ての責任を負うものとする。

（４）再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

８．業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から３０日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

９．委託費の額の確定

（１）文部科学省は、上記８の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。

（２）上記（１）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10．その他

（１）文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

（２）文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

（３）文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、ヒアリングを実施し、報告を求め、又は実態調査を行うことができる。

（４）団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
（５）団体等は、その責任の下、取り扱う個人情報について、関係法令を遵守し取り扱うとともに、法令に言及がない場合においてもできるだけ匿名化の措置を講ずるなど、必要な配慮をしなくてはならない。
（６）この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。